

答 申

第1 審査会の結論

富山県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年11月7日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、平成18年10月13日付けで知事に勧告した公民給与較差の調査資料に係る民間平均給与額 383,762円の算出に用いた人数、職種名、給与額、産業種名などが記載された資料（調査した会社名及び給与者の個人名を除く。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

（1）平成18年11月21日、実施機関は、本件開示請求に対し次に掲げる文書を特定した上、アないしウについては開示決定を、エないしカ（以下「本件対象文書」という。）については条例第7条第2号、第3号又は第6号に該当することを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）をそれぞれ行い、異議申立人に通知した。

ア 平成18年職種別民間給与実態調査要綱

イ 公民比較集計結果

ウ 平成18年度公民給与比較の概要について

エ 記入済み調査票（以下「文書1」という。）

オ 調査票入力データ（以下「文書2」という。）

カ 県職員給与データ（以下「文書3」という。）

（2）平成18年11月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）平成18年12月18日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び本審査会における意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、別記1のとおりである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び本審査会における意見陳述において説明する非開示理由の要旨は、別記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 人事委員会勧告制度について

実施機関は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条に定める情勢適応の原則に従い、県職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に、毎年、給与に関する報告、勧告（以下「人事委員会勧告」という。）を行っている。具体的には、毎年4月分の県職員給与と民間給与とを一定の方式により比較し、両者間の較差（以下「公民較差」という。）が存在する場合には、知事及び議会に対し、その解消に向けて所要の措置をとるよう要望しており、この民間給与の把握に当たって、人事院並びに他の都道府県及び政令市等の人事委員会と共同で、職種別民間給与実態調査（以下「本件調査」という。）を実施していることが認められる。

2 本件対象文書について

本審査会において確認したところ、本件対象文書に記録されている具体的な情報の内容は、それぞれ概ね次のとおりであると認められる。

（1）文書1（平成18年の本件調査の記入済み調査票）

ア 調査職種分類一覧 標本事業所番号及び事業所名、産業中分類及び事業内容、所在地、担当者の所属・役職・氏名及び電話番号、従業員総数、給与改定の有無、比較対象となる職種に該当する従業員数や調査実人員等

イ 個人票 標本事業所番号及び事業所名、職種番号及び該当従業員数、満年齢、学歴、性別、4月分の支給給与総額、そのうちの時間外手当及び通勤手当の額等

（2）文書2（（1）の入力データ）

（1）のア又はイに掲げるもののうち、従業員数に基づく事業所規模及び企業規模、産業中分類並びに従業員の職種番号、満年齢、学歴、性別、給与総額、時間外手当及び通勤手当の額等

（3）文書3（平成18年4月分に係る県職員給与データ）

給料表の種類、職務の級、学歴、性別及び年齢ごとの人数並びに給与総額、給料月額及び各種手当の平均支給額等

3 本件対象文書の非開示情報該当性について

実施機関は、文書1及び文書2は条例第7条第3号、第6号等に、文書3は同条第2号に該当するとして本件処分（非開示決定）を行ったのに対し、異議申立人は、会社名や個人名を除く他の部分については、企業や個人が識別できる情報ではないから開示すべきであると主張するので、以下検討する。

（1）条例第7条第3号（法人等情報）該当性

条例第7条第3号イは、法人等に関する情報で、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないことと

されているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。）は、非開示情報とする旨規定している。

本件調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に規定されている届出統計調査に該当し、調査対象事業所が調査に応ずる義務はない一方、被調査者の秘密の保護（同法第14条）、調査票の目的外使用の禁止（同法第15条の2）等によって、集められた情報の秘匿を担保することにより、被調査者と調査実施者の信頼関係の下、調査における真実性や正確性が確保されている。そして、実施機関が調査対象事業所に対して本件調査への協力を依頼した文書には、「各事業所から提供された個別の調査結果はもちろん事業所名につきましても、すべて「極秘」の取扱いとし、公開しないことは申すまでもなく」との記載があることから、本件調査により提供された情報が記録されている文書1及び文書2は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であると認められる。

また、前記2（1）及び（2）のとおり、文書1及び文書2に記録されている情報は、調査対象事業所に勤務する従業員の満年齢、学歴及び支払給与額等の個人に関する情報並びに調査対象事業所の給与制度の状況等の内部管理情報で、その内容及び性質から見て、法人等における通例として公にしないこととされている情報であると認められ、そのような情報の提供を受けるためには、上述のとおり、提供された情報の秘匿を担保し、調査対象事業所と実施機関との信頼関係を築いた上で調査を行うことが必要不可欠であるから、公にしないとの条件を付すことが当該情報の性質に照らして合理的であると認められる。

さらに、これらが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないことは明らかであるから、文書1及び文書2は、全体として、条例第7条第3号イの非開示情報に該当するものと認められる。

（2）条例第7条第6号（行政運営情報）該当性

条例第7条第6号は、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、非開示情報とする旨規定している。

本件調査は、前述のとおり、秘密性の極めて高い情報である従業員の給与等の個人情報や企業の給与制度等の内部管理情報について、県内の調査対象事業所から任意で提供を受けるものであるが、そのような内容にもかかわらず、これまで9割以上という高い実施率で調査への協力を得ている。これは、本件調査が個別の調査結果等を公開しないことを前提に実施されているからこそと考えるのが自然であり、一度でもこれを開示した場合は、今後、調査への協力の忌避、調査事項の一部の回答の拒否等の事態が発生する可能性は否定できない。このことは、ひいては実施機関の重要な業務である人事委員会勧告及び実施機関と共同で本件調査を実施している人事院が国家公務員について行う勧告を実施するために必要な民間給与の実態を正確に把握するという本件調査の統計としての意義を失わせることになりかねないものと認められる。

したがって、本件調査により提供された情報が記録されている文書1及び文書2は、全体として、県又は国が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、本件調査と

いう統計調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、条例第7条第6号の非開示情報にも該当するものと認められる。

(3) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定している。

前記2(3)のとおり、文書3には、県職員の給与に関し、給料表の種類、職務の級、学歴、性別及び年齢ごとの人数並びに給与総額、給料月額及び各種手当の平均支給額等の情報が記録されており、職員の氏名等は含まれていない。しかし、この給料表の種類から年齢までの5つの項目は、当該職員の近親者、同僚等であれば通常保有していると思われる情報であることから、区分ごとの該当人数が1の場合は当該職員が誰であるかが容易に識別され、当該職員に係る給与等の実支給額も明らかになってしまっただけでなく、該当人数が2の場合も、当該2人のうちの1人にとっては、同様に、他の1人を特定し、当該職員に係る給与等の実支給額を算出することは容易である。さらには、該当人数が3以上の場合であっても、各種手当の支給状況その他様々な観点から特定の職員が識別される場合があり得ることが認められる。

条例第7条第2号ただし書ウは、同号本文に該当する個人情報であっても、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは開示する旨規定しているが、文書3に記録された情報は、公務員である個人に関する情報ではあるものの、その具体的な職務の遂行と直接に関連する情報とは認められない。また、当該情報は、同号ただし書ア又はイにも該当しない。

したがって、文書3には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるものという条例第7条第2号の非開示情報が含まれているものと認められる。

なお、実施機関は、文書1及び文書2についても、同号の非開示情報が含まれていると説明するが、これらについては、前述のとおり、同条第3号及び第6号に該当するものと認められるため、同条第2号の該当性については判断するまでもない。

4 部分開示の要否について

条例第8条第1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と規定している。

本件対象文書のうち文書1及び文書2については、前記3(1)及び(2)で述べたとおり、その内容及び性質から見て、全体として、条例第7条第3号及び第6号の非開示情報に該当するから、開示対象文書の「一部」に非開示情報が記録されている場合には該当せず、部分開示について検討する余地はないものと認められる。なお、この点に関し、異議申立人は、企業名及び給与を受けた個人名を除いて部分開示すべきと主張するが、以上の理由によ

り採用できない。

また、文書3については、個人情報に該当して非開示とすべき部分が含まれているものの、全体が非開示情報というわけではない。しかしながら、前記3(3)で述べたとおり、5つの項目による区分に該当する人数が1又は2のときに加え、3以上であっても特定の職員が識別される場合があり、開示対象文書のどの部分が非開示情報に該当するかという記載部分の区分けを行うには、県職員約4,000名のデータに係る個別のケースごとに検討しなければならないという困難な作業を要することから、当該部分を容易に区分して除くことができるものとは認められない。したがって、文書3についても、非開示決定とすることはやむを得ないと判断される。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも本審査会の上記3及び4の判断を左右するものではない。

6 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

<別記1 異議申立ての理由>

- 1 実施機関は、本件処分に係る非開示理由として、調査対象事業所に対し、提供された個別の調査結果はもちろん事業所名についても、すべて「極秘」の扱いとし、公開しないと確約していることを挙げているが、本件開示請求は、調査した会社名や個人名を除いて開示すること(部分開示)を求めているものであり、そのようにすれば、会社名や個人名は特定できないから、当該約束は担保できる。
- 2 実施機関は、1のように、本件調査により提供された情報はすべて極秘であり、一切公開できないといいながら、その調査結果である企業の職種別、規模別、学歴別給与月額が実施機関のホームページ上で公開されている。
- 3 実施機関は、人事委員会勧告における公民給与較差に関し、各企業規模ごとに算出した平均給与を単純に比較することは適当でないとして、ラスパイレス方式により比較する方法をとっているが、それによって、県職員給与と比較する民間給与が底上げされており、その具体的な取扱いが明らかにされておらず、調査結果の透明性を確保する観点からも、企業規模ごとの比較対象人数の内訳など、民間平均給与額 383,762円の算出に用いた関係数値は公開されるべきである。

<別記2 実施機関の非開示理由説明>

1 本件対象文書を非開示とした理由について

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

人事委員会は、県職員の給与水準を国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等を考慮して定めること（均衡の原則）を基本に、毎年、給与に関する報告及び勧告を行っているが、その基礎資料を得るため、国及び全国都道府県・市の人事委員会と共同で、職種別民間給与実態調査を行っている。

本件調査は、統計法第8条第1項の届出統計調査として実施しており、同法第14条の規定により調査で得られた情報の秘密は保護されなければならないとされている。また、本件調査の実施に当たっては、給与制度や個々の従業員の賃金という企業や当該従業員にとって極めて秘密性の高い情報について提供を受けるものであることから、個別の調査結果や事業所名は公開せず、他の目的にも使用しないことを明示して依頼することにより、任意調査にもかかわらず、対象事業所の9割以上の協力を得ている。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書のうち、記入済み調査票には事業所名、組織、企業及び事業所の従業員数、産業、事業所の所在地及び電話番号並びに従業員の役職、学歴、年齢、4月分の給与総額等が記載されており、その入力データには企業規模、産業、役職、学歴、年齢及び給与総額等が企業順、役職順で個人別に入力されている。

また、県職員の給与データについては、4月に支給された給与総額、給料月額、各種手当の支給額等についての給料表の級別、学歴、年齢別の平均額のデータであり、仮に同一区分に該当する者が1人だけであれば、当該個人に係るデータとなっている。

人事委員会勧告に係る公民較差の算出に際しては、これらのデータを用いて、役職・学歴・年齢区分がそれぞれ合致する者について、県職員側の人数と各給与総額を電算処理によって算出し、平均給与額を算定している。

(3) 条例第7条各号（非開示情報）該当性

ア 第3号

本件調査の内容は、事業所における給与や賞与の支払総額、個々の従業員の給与額など、経営情報や従業員の個別情報そのもので、一般的に公にはされていない内容であることから、調査対象事業所への依頼に当たっては、提供された個別の調査結果や事業所名は公開しないことを明示して、任意で協力を得ている。

したがって、本件調査に係る記入済み調査票及びその入力データは、条例第7条第3号イに規定する「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する。

なお、異議申立人は、調査した会社名及び給与者の個人名のみを非開示とすることにより、会社名等は特定されないと主張しているが、県内における企業規模かつ事業所規模が

50人以上の事業所数は、特定の産業においては極めて限られていることから、事業所名を除いて開示した場合でも、開示された他の情報（従業者数、職種構成、給与水準等）により、結果として企業名や事業所名が明らかになるおそれがある。

イ 第6号

本件調査は、提供された個別の調査結果や事業所名は公開しないことを前提とすることにより、調査対象事業所との間で信頼関係が築き上げられ、高い割合で協力が得られているところ、それを公開した場合、その信頼関係が損なわれ、以後の調査への協力を得ることが困難となり、その結果、民間企業従業員の給与水準実態を正確に把握することができず、勧告そのものが行えなくなるおそれがあり、その影響は、共同で調査を実施している国の勧告にも及ぶものと考えられる。

したがって、本件調査に係る記入済み調査票及びその入力データは、公にすることにより、条例第7条第6号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

ウ 第2号

本件調査に係る記入済み調査票及びその入力データには、個々の従業員に係る年齢、学歴、役職、給与額等が含まれている。前述のとおり、事業所名を除いて開示しても開示された他の情報から企業名や事業所名が明らかになるおそれがあり、その場合には、年齢、学歴、役職等により特定の個人の給与情報であることが識別されるおそれがある。

また、県職員の給与データについては、給料表、級、学歴及び年齢別の平均給与額が記録されているが、同一の区分に該当する者が1人だけであれば、当該個人に係るデータであることは明らかであり、それ以外にも、当該情報の組合せの状況により、特定の個人の給与額等が識別される場合がある。

したがって、これらは条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないものである。

なお、異議申立人は、企業名及び個人名を除いて開示すれば特定の個人が識別されることはないと主張しているが、そもそも本件対象文書には個人名は記録されておらず、そのような場合でも特定の個人が識別される場合があることは、今ほど述べたとおりである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件対象文書は、それぞれ条例第7条各号に掲げる非開示情報のいずれかに該当することから、非開示としたものである。

なお、異議申立人に対しては、勧告制度の仕組みや公民較差の集計結果等の概要について、別途作成した説明用資料を用いて、十分説明したところである。

2 その他の異議申立人の主張について

(1) 調査結果の公表について

異議申立人は、企業の職種別、規模別、学歴別給与月額が実施機関のホームページ上で公開されていると主張しているが、統計法上、届出統計調査については調査結果の公表が義務

付けられており、本件調査についても、特定の企業や個人が識別されない範囲内で、企業規模別に役職、学歴ごとの人数、平均年齢、平均給与月額等を公表し、県民に対する説明責任を果たすよう努めている。

(2) ラスパイレス方式について

ラスパイレス方式とは、比較しようとする団体（本件では県と民間）の職員構成が異なる場合に、基準となる団体（本件では県）の職員構成と同一と仮定して、職種ごとの年齢、学歴及び役職別に平均給与額を比較する統計上の手法である。

異議申立人は、このラスパイレス方式による公民較差の算出方法に疑義があるとしているが、これは公務員給与に係る公民較差の算出方法として国や他の都道府県においても同様に採用されている確立された手法であり、また、ラスパイレス方式の是非自体は、本件処分の適否と直接には関係ないものである。

< 別記3 審査会の開催経過の概要 >

年 月 日	内 容
平成18年12月18日	諮問書を受理
平成19年10月31日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年11月14日	非開示理由説明書を受理
平成19年11月19日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 1月30日 (第52回審査会)	審議
平成20年 2月21日 (第53回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成20年 3月24日	異議申立人から意見書を受理
平成20年 3月31日 (第54回審査会)	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年 4月15日 (第55回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	

大坪健委員（弁護士）は、富山県人事委員会委員であるため、富山県情報公開審査会運営要領第5条の規定により、本事案に係る調査審議には参加しなかった。